

次に、議席10番、齊藤政一君。

〔10番 齊藤政一君登壇〕

○10番（齊藤政一君） 改めまして、こんにちは。眠くなるどころ申しわけございません。議席番号10番の齊藤政一です。議長のお許しを得ましたので、私のほうから一般質問をさせていただきたいと思っております。きょうは、朝から齊藤議員が3人そろい踏みということで、本来であれば当選回数でいえば齊藤政雄議員が一番最後になるわけですが、くじのほうは年齢順ということになりましたので、私のほうが最後にさせていただきたいと思っております。

まず最初に、先ほども所信を述べられましたが、10月1日から佐怒賀政守教育委員が新教育長として就任されましたことを、まずもってお祝い申し上げたいと思っております。よろしくお祈りいたします。先ほどは、二中時代からの子弟関係ということで、齊藤政雄議員がお褒めの言葉をちょうだいされましたが、やはりこれが教師、先生という一つの教え子に対する顕彰であると思っておりますし、また野村町政の教育の分野において今度は佐怒賀教育長のこの教育畑の関係がよかったという、そういう顕彰が将来境町でできますように頑張ってくださいをお願いしたいと思います。重ねて、きょうは実は先般私が一般質問で静小学校の生活教育において質問された後処理として、本日4時から静小学校における戦後教育資料寄贈式という形で資料館において教育委員会のお骨折りで、静小学校後援会主催で開催させていただけることをまず御礼申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、私は3点、ふるさと納税制度について、都市計画と産業基盤づくり、行政運営について質問させていただきたいと思っておりますので、答弁のほうは質問事項ごとということによりよろしくお願いしたいと思います。

本定例会に境町ふるさとづくり寄附条例の制定について上程されておりますが、これらの成果を期待するためにふるさと納税制度について質問をさせていただきます。この制度は、個人の所得税の一定割合を個人が育ったふるさとに納税するという制度ですから、境町がふるさとづくり寄附条例を制定すれば、還元を受けるのは当然境町であるわけですから、境町の住民にこれらの定義、意義、目的を理解していただくと同時に、基金、いわゆる寄附者のPRを境町こぞって立ち上がらなければ、境町在住の方が自分のふるさとへ寄附するという行為そのものは否定できませんが、境町の税収不足の引き金にもなりかねません。

大前研一先生の塾があるそうですが、この財務道州制実現プランから、ふるさと納税制度を引用しますと、「ふるさと納税制度のふるさとの定義は、個人が小学校の義務教育期間過ごした都道府県を指し、その意義は所得税を納めるようになった個人を育てたのは個人のふるさとである。ふるさとなくして個人の現在の姿はない。人間形成、技能修得の大切な時期を過ごしたふるさとに恩返しの意味で所得税の一定割合を納税することは理にかなったことであり、日本人の精神構造にも合致すると思われる。個人に対する人材育成のコストがかかっているのだから当然であります」と言っております。

「主体的生産者がふえ、地方での就職生活を送るケースがふえたとはいえ、やはり仕事が集中する大都市に人口が集中し、産業や税金が集中するのは避けられません。多くの首長が地方主権を唱えています。地域に産業を誘致したり、ふるさとUターンを推奨したり、地道な活動を展開しておりますが、今こそ本質的に地域主権実現するための新しい税財政を実現する必要がある」と記載してあります。

「個人が所得を得るに至った過程には、成人するまでの教育が大きく影響を与えているばかりか、高額な人材育成の経費がつき込まれております。そのことを考慮に入れない税制というのは単視眼的な視点であり、全人格的とは言えない。原因を考慮に入れず、結果だけを基準に税を集めるこのような偏った考えをただし、あるべき姿に戻してくれたのがこの「ふるさと納税」である」と書いてありました。地方交付税のように、国のルールで分配するような「与えられた税」でなく、地域の教育に対する「評価としての税」なのだから、堂々と財源として生かしていきたいものであります。

以上の視点から考えますと、今回上程された境町ふるさとづくり寄附条例の制定は、まさに的を射た野村町長の政策として評価できるものであります。

そこで、条例を上程するまでの準備行為として、当然県の指導、または実施自治体の状況等、収集あるいは検分をしてあると考えますので、ふるさと納税制度について、1つ、具体的な目的及び事業の区分について、2、計画的な財源の確保についてをお尋ねいたします。

次に、本町の都市計画と産業基盤づくりについて質問いたします。本町の都市計画基本方針は、第4次境町総合計画基本方針の中で、まちづくりの指針である都市計画マスタープランに基づき将来都市像の実現に向けて、調和のとれた計画的な市街地の整備等を推進し、活力ある都市づくりを進めていく都市計画マスタープランに基づき、必要に応じて市街化区域の拡大や用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の推進を図っていく。また、中心市街地及び周辺市街地の整備については、「大規模商業施設と既存商店街との機能分担と回遊性を確保しながら、人々が集い、活気あふれる商業地の形成を図るために、必要なポケットパーク等の環境整備を推進します」と明記されております。

そこで、都市街路松岡町上小橋線延長計画、これは特に西側、いわゆる静地区を指しておりますが、この延長計画の有無と進捗状況について、2つ、商業基盤整備を含めた周辺開発整備がどのような調査に基づきどのような方向に向けて進められているか、具体的に答弁を求めます。

次に、行政運営について質問をいたします。水と緑のふれあいの町さかい第4次境町総合計画を、行政運営について解析してまいります。

第2節、計画的、効率的な仕組みづくり、行政運営基本方針の中で、「行政需要の質と量の変化に的確に対応していくとともに、行財政改革をなお一層推進し、簡素で効率的な行財政システムの確立を目指し、最少の経費で最大の効果を上げるべく一層の行財政の改善を図り、計画的な行政運営に努めます」と記されております。

私は、昨年12月定例会一般質問で、行政改革における事業仕分けの取り組みについて質問させていただきました。改めて事業仕分けとは、現在、国や地方自治体が行っている行政サービスのそのものの必要性や実施主体（国、県など）について、自治体職員と外部評価者、他自治体の有志職員、経営者、市民等ではありますが、これらがかんかんがくがく議論し、予算書ごとの項目ごとにそもそも事業が必要かどうかをまず議論していく作業であります。すべてボランティアのメンバーで構成され、その中で事業仕分けの効果は、直接的な効果として作業結果を予算編成の参考にすることで無駄の削減につながる。副次的な効果として、住民は事業仕分けを傍聴することによって税金の使われ方など、事業の具体的な内容を知ることができます。職員にとっては、行政内部からは問題提起されにくい、事業そのものの必要性を考えるきっかけ、外部から質問に的確に答え、わかりやすく説明する訓練等、職員の職業能力の向上につながる刺激を受けることも大きなメリットと見られています。

これらの質問の答弁として、町長は「一地方がやっているところもあるということでありますので、それらの効果と経費とか、いろいろなものを今後調査させていただいて、その中で研究していきたいと、その後に実施についてはお答え申し上げたい」と答えております。このとき、私から担当事務局に構想日本の参考書も渡してありました。

そこで、21年度予算編成前に、事業仕分けの取り組みについて調査あるいは研究をどの程度なされ、新年度にどう臨むのか。

2つ、その他行政運営の具体的施策として、どう取り組んでおられるかをお尋ねいたしまして、私の第1回の質問を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（田山文雄君） 第1項目めのふるさと納税制度についての答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 午後になりました。改めまして、こんにちは。齊藤政一議員の質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度でありますけれども、今回条例案を提案させていただいております。既に実施している地域もございます。そういう中で、このふるさと納税制度、名前はふるさと納税なのですが、実際は寄附行為ということでありまして、私も調べてみまして、一部知り合いの人に「こういう制度ができるから、ぜひお願いしたい」と言いましたら、勤めの人ですと結局年末調整で全部調整するわけですね。すると、それをやることによって改めて確定申告をしなければ、それが免除されないという、こういう問題も1つあるということがわかりました。そういうものからいきますと、大前研一さんの言っているふるさと納税とは若干これ、制度がまだ未熟と言ってはしかられるかもしれませんが、そうなのかなというふうな感想を持っております。また、大前研一さんの本は私もとって毎月読んでいますけれども、地方活性化は道州制しかないという、あの人の持論でありますけれども、これはいずれにいたしましても、今度のふるさと納税制度につきましても私はもうちょっと通りやすい、わかりやすい制度であればいいなと今でも思っています。

この制度そのものは、国の政策でありますから、批判するわけでありませんが、不備があるのではないかと。いわゆる境から出た人たちが、当然これ境町では十分な仕事がない場合には、私よく言っているのですけれども、一極集中だと。町で一生懸命人材を育てても、全部外に出ていってしまう、東京都にほとんど行ってしまう、この地区の人では。これでは地方が活性化するわけがありませんから、この制度そのものはもう、私すばらしい制度で、これをもっと充実させた制度になればいいなと、このように思っています。

ただ、今回提案させていただきました制度につきましても、総務部長のほうから答弁させますけれども、もっと完備されて、いわゆる境町納税したいということは、もう自動的に10%なら10%が境へ納税できるような、こういう簡易な制度になれば、この制度がもっと生きますし、このPRをすることもできるわけでありまして。ただ寄附制度、あくまでも寄附制度なのです、よく調べてみますと。確定申告しないと、引いていただけないという、こういう制度でありますから、町から出た事業者とか、あるいは自営業の方とか、あるいは都会へ出て起業、仕事なり成功されている方というのはこれ

はお願いするというのがどうかとは思いますが、お願いしやすいということになると思いますけれども、一般勤めの人が例えば1,000万の収入があって、所得税を60万払っているよという人が、6万円まではふるさと納税で寄附をすることができるという制度なのですね。あくまでも、これ5,000円は免除になりませんから、例えば6万円のうちですと5万5,000円ですか、町に寄附していただくという形の制度であります。そういう制度を私も研究させていただきましたが、もうちょっとわかりやすい、もっと納めやすい制度にこれから改革してほしいとは思っておりますけれども、いずれにいたしましても、今回の制度はそういう制度でありますので、これ、計画的に財源の確保になれば一番本望ましい姿だと思いますけれども、これが制度化がしっかりされないと、なかなかそこまではいかないのではないかというふうに考えてはおります。この制度の内容を説明した後、またご質問があればお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（田山文雄君） 総務部長。

〔総務部長 石塚光男君登壇〕

○総務部長（石塚光男君） それでは、「ふるさと納税制度について」のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年4月30日に地方税法等の改正によりまして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入をされたところでございます。地方自治体に対する寄附金のうち5,000円を超える部分につきましては、個人住民税所得割のおおむね1割を上限といたしまして、所得税と合わせまして全額が控除される仕組みとなっております。

ご質問の具体的な目的及び事業の区分ということでございますが、今回の定例議会に境町ふるさとづくり寄附条例の制定についてご提案を申し上げておりますが、境町を大切にしたい、境町の発展のために貢献したいという方々の寄附金を夢のある個性豊かなまちづくりのために資することが最大の目的と、このように思っております。

また、事業の区分といたしましては、第4次境町総合計画に基づきまして、その重点施策であります農業振興と商工業の育成、都市基盤と生活環境施策の整備、教育文化の向上、住民福祉の増進の4点を基調としたものでございます。どうぞご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、計画的な財源の確保についてのご質問でございますが、このふるさと納税制度を活用いたしまして、「ふるさと境町を応援したい」、「ふるさと境町の発展に貢献したい」、こういう方々から寄附金を募りまして、その貴重な寄附金を財源としてまちづくりを行いますので、ふるさと納税制度の周知、募集、寄附者の情報収集などを積極的に行いまして、財源の確保に努めていきたいと、このように考えております。どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） 今、町長と総務部長のほうから答弁いただきました。私は、やはり先ほど齊藤政雄議員からも、町長の英断というありましたが、これらについてもシステム、制度、やっぱりこれを積極的に向かうかどうかというものが英断だと思うのです。いわゆる各自治体のホームページを見ますと、我が境町のこの上程案と同じように寄附をされた金額が個人住民税と所得税が差し引かれます。税の軽減額の計算を云々という、いわゆる財源を確保することからすると消極的なのです。だから、逆にこのシステムをみんなと勉強して、研究して、そしてやっぱりこの財源を確保する方向に、そういう方向で進むのだという英断を強く求めるわけなのです。

私は、今部長から総合計画に基づいての4つと言いましたけれども、やっぱりこれからと都市計画、その後の行政運営について、私はこの総合計画で解析して言いますが、やはり総論的でなくて、例えば環境整備ならば特に今集落排水事業が森戸地区が残ってしまっていると、そういったものに対しての裏負担の分の基金を求めるために幾ら必要なのか、そのためにはこのふるさと納税制度をどう生かせるのかという、そういう逆の発想から持っていた場合に、今の確かに個人住民税は年間寄附額のマイナス5,000円掛ける10%分だと、これはわかります。では、所得税のほうはどうなのかと、そういうものが、所得税の分がどうなのだというのもはっきりとらえてもらって、それで私は大体1人10万ぐらいは大丈夫なのではないかということをして市町村で聞いております。それで、10万であれば、結局1,000人集めれば、1億集まってくるのだと。その中で5,000円分を1,000人分引いたとすれば5,000万ではないかと、いや、5,000万ではない、もっと少ない。そういった形で確保する方法から切り込んでいただきたいというのが私の今回質問している趣旨なのです。

やっぱり、私は平成7年ごろだと、もう古い一般質問なのですが、齊藤武男教育長がいた当時、あるいは齊藤進さんが企画課長のときに、同窓会組織を境町のコミュニケーションの組織に使ったかどうかという、そういう提案をして、これは実らなかったのですが、やっぱりそういった同窓会組織だとか、いろんな組織、今町長申された成功した事業家、そういったものを各地区でピックアップして、お願いしていくと。確定申告が必要ならば、それをしやすいような制度を境町でつくっておくと、そういうことでやる。そういうことができるのではないかなと思ひまして、その辺をまずもう一回再質問、これやりますけれども、その辺の町長の考えをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 私も、いろいろ研究させてもらって、今回の法律ですと、なかなか難しい。いわゆるシステム化を町独自でやるということはできませんから、あくまでも個人住民税の1割を限度として、例えば境にいらっしゃる方が100万の税金を払っているといたします。すると、10万まではその出身地なり何かに納税と、寄附をしても、そのうちの9万5,000円はいわゆる免除されるよと、こっち払ったのと同じ形になるよということの制度なのです。あくまでも、それを寄附した場合の制度でありまして、ふるさと納税と、これ制度そのものがちょっとおかしいのではないかと、私は思っているのですけれども、そういう意味ではあくまでも寄附行為した場合に、それが税金がかからないですよと、その分はこっち納める分がこっち納めるだけですよという形で、それでも割いて5,000円は自分で負担しなければならないという、こういう制度なわけなのです。

そうしますと、これを財源としてしっかり確保するということになりますと、相当運動しないと成らない。例えば同窓会が学校の体育館を建てるのに寄附を集めるのと同じようなやり方をしない限り、それも毎年やることになりますから、なかなか個人情報保護法なんかとも兼ね合わせて、考えていかなければならないわけでありまして、ちょっと難しい問題だとは思ひています。ですから、町独自のシステムというのはなかなか組めないわけですね、そういう意味では。法律に基づいてやっていかなければなりませんから。ただ、その集め……集め方というのはこれおかしいのですけれども、寄附ですから集め方になるのでしょうか、あえて申し上げれば。その寄附の仕方というのは、非常にこれ、強要するものかどうかということもございまして、例えば同窓会なんかですと、ことしですか、

二中なんかも50周年記念でやりましたけれども、最低でも1戸2,000円寄附してくださいよというように、歩いたような気配もありましたけれども、でも、それでも強要はできない。それが、ああいんですよと出してくれる人だけもらってきて、それで二中の記念事業に充てたというような経緯も、私も同窓生の一人だったものですから、伺っておりますけれども、そういう部分と同じようなやり方をしない限り、財源として見込むことは難しいであろうと、こう思っております。

ただ、議員さんの知恵もおかりして、いい方法がありましたら、ぜひご協議をいただいて、そういうシステムができるのであれば、これから研究をしてみたいと。とりあえず今回は条例化しないと、これいけないものですから、寄附を受けることができないものですから、私も目的的な形で寄附してもらおう。とりあえず基金として積んでおくことは一番大事であろうと思っています。何かの事業あるときに、寄附の仕方、これ寄附ですから別に何も、その限度でなくても構わない、寄附できる人は500万でも1,000万でも寄附していただいてもいいわけですから、目的でこういうのに使ってほしいと、これは目的で来る寄附については当然それに使わなければなりません。今、よく公民館のチャリティーショーなんかでいただくのには、教育に使ってくださいとか、社協へ使ってくださいとか、福祉へ使ってくださいと、大体目的を決めていただいて、寄附をいただくようにしております。そういう形の寄附行為と全く同じ制度で、単なる税金から税額が控除されるというだけの制度がこの制度であるというふうに、私は今理解しているところであります。

そういう中で、議員さんおっしゃるように、具体的な財源の確保という形につながれば一番いい方法だと思っています。むしろ、これ制度化して、先ほどおっしゃったように義務教育9年間受けた地方へは、大人になったら10%はそっちへ納めるというふうな制度をきちっとしてもらえば地方の財源として安定した財源になることは、これ間違いないと思うのですけれども、そういう制度がこれから国でやっていただけるようになってくれないかなと、その第1回目のスタートだというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） この件についてもう一回やりましょうと言っていましたので、町長がそこまで言ってくれたの、なお念を押すことは失礼なのですけれども、やはり制度そのものは、これは曲げることは難しいと思いますし、またただ今国がやっている制度そのものが地方自治体がやりいいかどうか、これもやりにくい。そういった中では、その意義をやっぱり境町出身者にどう理解させるかと、そういうことのために私は思い切ったやる気を出して、起こしたいと。つくったからというのではなく、やはりそこにやっぱり確保するためには我々がそのテーブルをつくってやらなくてはならないし、テーブルをつくるにはそこへのりやすい、やっぱりシステムをつくってやらなくてはならない。

そういうために、例えば今境町出身者の成功した実業者や同窓会と申しましたけれども、今野球で有名なイチロー選手は、恩返し納税のためふるさとに住民票を置いたままだ。沖縄では、女子ゴルファーだとか、あるいは安室奈美恵さんという人がこういった立場を、そうした納税をきちっとやっている。そういう中でありますから、制度でなくて、その意義を境町出身者の人に理解してもらおう、それをただふるさとだけではなくて、ふるさとにおいてこういうものをやりたいのだという、その4つの基調目標でなくて、具体的なものを出して、今集落排水事業言ったのもその例なのですが、そういったことでやっぱり議会も含めて国や県を交えた勉強会、あるいは先進地の視察等の中でこれなら

ば境町では取り入れられると。

やはり私は、せっかくのこの制度ですから、その制度を利用するためには我々も勉強して、せめてこの境町の77億と言っても、実際には税金からは30億弱になってしまうわけですから、その中のやっぱり1億ぐらいを協力を求めるという、そういう意気込みの中の汗をかくことというのは、やっぱり我々議員にとっても、あるいは執行部を含めた職員の方たちも理解した中でのPR活動に努めてくれるのではないかと思うので、改めてその英断を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 英断と、今言われましたけれども、先ほど申し上げたとおりでございます。そういう中で、ひとつ議員さんも含めて、今後研究をしてまいりたいと。とりあえずスタートラインにまだ立つところありますから、この制度がどういうふうにかかしているのか、一番効率的な方法があるのかどうか、それらについては議員さんともご相談しながら、今後協議してまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） これで、齊藤政一君の1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目め、都市計画と産業基盤づくりに対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 齊藤時雄君登壇〕

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、私のほうから2項目めの質問にお答え申し上げます。

まず初めに、都市計画と産業基盤づくりについてというご質問でございますが、初めに松岡町・上小橋線延長計画の進捗状況についてということで、お答え申し上げます。

当該路線は、町施工分の県道尾崎・境線から宮本町・長井戸までの町道までの549メートルにつきましては、当初計画の事業施工期間であります平成5年10月から始まりまして、平成15年3月までに道路整備改良工事は完了して、供用しているところでございます。

本来、都市計画そのものが都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を支える基盤整備の地域であり、地域間及び拠点間の連絡や市街地の円滑な交通体系を担うため、町内縦軸及び横軸に広域的な道路体系を踏まえながら計画されております。当然、この路線も町内道路体系の横軸として役割も重要であり、平成15年7月に業者に委託しまして、設計の概要、条件、計画等の調査を行いました。その結果、宮本町・長井戸線交差点から県道境・間々田線までの約1.4キロメートルの区間延長の事業計画変更認可を取らなければなりませんので、この区間につきまして検討しましたら、橋梁の架けかえ箇所が2カ所あり、塚崎橋につきましては宮戸川の改修計画もあり、調整が長引くことも予想されています。その上、縦断方向の見通しが悪く、橋梁前後の横断調整も必至であり、長期的な計画が必要であります。当時合併特例債を使って整備すべき事業と位置づけをした経過がございます。これは、平成15年に齊藤政一議員のほうから質問がありまして、そういう合併特例債を利用しての見直しということを検討するというご質問をいただいているかと思うのですが、昨今ではまちづくりの骨格となる都市計画道路の見直し作業が県内市町村で本格化し、地域の実態に応じた新たな整備局面を迎えております。当町においても見直しも必須で、その整備に当たっては広域的な道路体系を踏まえ、今後は地域住民の日常生活を支える生活道路を積極的に推進し、安全で快適な生活の実現を目指した整備促進

を進めていく所存でございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「商店街基盤整備を含めた周辺開発整備について」のご質問にお答え申し上げます。現在、商店街を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化・高度化に伴い、消費者の行動範囲の拡大等により、大きく変化をしている状況でございます。このような商業環境の変化に対応するため、既存商店街を中心に消費者の流出防止、大型店との共存共栄という課題の克服に向けて、特色ある商店街づくりを行ってきました。

しかし、後継者不足、さらに廃業等による空き店舗の増加などの問題があり、大変現状は厳しいものでございます。今後は、商店の意識改革や人材確保・育成駐車場等の環境整備、増加する高齢者に配慮した歩行空間の整備等計画的な都市計画道路の推進を図り、回遊性のある便利で安心な商店街づくりに向けて境町商工会等、関係団体と協議し、今後進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） この、今の各論の質問入ります前に、境町第4次総合計画やマスタープランの進行管理、それから一般質問、これについては検討する、あるいは努力するという答弁をいただいておりますが、そうした答弁された事業について、事業ごとの仕分け管理は今町としてどのようにやっておられるのか、それを担当部長になるのかな、だれか。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、お答え申し上げます。

総合計画の中で、境町の道路、それから区分につきましては、今現況としまして商業関係につきましては農政商工課、それと都市計部門については今建設課という部門の中で行われております。現況としまして、この計画につきまして平成15年の3月のときにも検討しますという形の中でお答え申し上げているかと思うのですけれども、その後合併等の調整がございまして、第4次総合計画を基本にして今後進めていきたいということで考えておりますので。

○議長（田山文雄君） よろしいですか、はい。

齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） 都市計のほうは、改めてまた質問しますが、一般質問の検討事項や努力する等答弁された事業については、恐らくこれは質問事項、我々も議事録によってこれはどうなっているかなとか、事務局から引っ張り出してやっていますけれども、町当局としてはこの事業ごとの仕分け管理というのはどのようになされていますか。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 一般質問等のいわゆるその後のあれですね。それ、私のほうで、これは財務課でよく研究しなさいとか、あるいはこれは建設課で処理しなさいと、こういう形で仕分けをしております。その担当部門をお願いをする形でやらせていただいております。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） 今の町長の答弁については、次の行政運営についての再質問でやらせてもらいたいと思いますけれども、今部長から答弁もらった中で、いわゆるまず各論的に1.4キロの事業認可を申請したけれども、宮戸川云々というのがあるので、中断しているような状態なのですけれども、長井戸沼の役員さんだとか、そういった方たちからは、長井戸沼についてはあの道路で何かまだ土地改良事業でやっていけるので、それまでの間と。ですから、この境町中心市街地活性化計画だとかマスタープラン見ているとわかるのですけれども、ちょうどこの例の長井戸・宮本町線で切れているこの中心市街地のときもここで切れていると。だからこれを、あそこを50メートル延ばすことがどうかという形で、私15年当時も質問したと思いますので、それらを町として、それは県の補助事業とか、そういうのでもいいのですけれども、いわゆる町としてその計画をもう少し突っ込んでできないのか、できない状態なのか、あるいはこれから時間をかければ何とかなるのか、いわゆる特例債を使えなかったという、そこまでは計画がのったことは私は理解しています。その後、だから合併できないからだめなのだよということだけで終わらせるのか、どうかと。最後のこの周辺開発整備について、関連質問してみたいと思うので、今の状況をちょっとお伺いいたします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、お答え申し上げます。

合併のときに検討の材料としまして、そこをコンサルに頼んだ経過がございます。そのときにやはり今の状況では無理ではないかという状況から、この都市街路認定はそのときにはしなかったかと思えます。現況としまして、今長井戸沼の道路につきましても、道路の余剰分が両側2メートルほど、それから止水弁をずらした中で今改良区では設計してございます。今後も圏央道等の開通等も見合わせた中で、やはり間々田線との、それからこっち圏央道からの接続という、354からの接続ということもございますので、計画の中でも今後検討するというところでございますので、少し時間はかかるかと思うのですけれども、検討させていただきたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） この質問してから町長に答弁もらったほうが良いような気がするので、まとめて。

○議長（田山文雄君） 答弁求めますか。

○10番（齊藤政一君） では、一緒に今の補足説明もあわせてお願いします。

部長の答弁だと、町長から補足答弁をいただくということでありまして、私が（2）の商店街基盤整備を含めた周辺開発整備についてというので求めたことは、やっぱり今JT跡地のところにいろいろ問題はあるにせよ、一応ああいう形で始まった中で、そうするとやっぱりこういった計画書から見ると、やっぱりポケットパークの前倒し、あるいは特例というふうな形で、それを前提としてさらに境町都市計画の具体的な施策を進めていかななくてはならないのではないかと、やはりこの上小橋・松岡町線というものが境町の生命線になっていくのではないかと。そういうことで、そのそうした具体的な今後、そういった特例あるいは一つの前倒しの中でそれを前提とした、前提としたということは、私は今の住民訴訟だとか、そういったものを云々というのではなくて、やっぱり町がそういう形で今ある中において、ある中において今度は都市計画が当時のこの後期の計画よりもそれ

を前倒した形で進むと、今度は今の上小橋・松岡町線がどのような位置づけで成果を期待していくのかというと、やはりあの道路をより一層活性化させていく必要があるのではないかと。

それで、あそこにファミリープラザ事業協同組合の中で、広い駐車場があります。これは、どのように今産業建設部で引き継いでおられるかわかりませんが、あそこには県と町の指導で約1,000万の補助が出て、広場があり、トイレが置かれているということで、やはりあれは当初から高度化を通じてあその土地柄を生かすという形で建てられた。そうすると、なお私もあのそうした県、町で補助をしたものを生かしていかなければならない、生かすということは、この都市街路そのものを有効活用していかなければならないという中では、それを絞り込むとどうしても今、部長が苦しんでいるあその荒区のところの道路をつなげることになるのではないかと、そういうことについて今後そうした成果目的というものを町がどう考えているかということも含めて、町長からその補足説明をあわせてもらいたいと思います。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） その件につきましては、長井戸沼のほうからも再三どうだろうという話は伺っております。私、今の境町で道路2つやりたいところがありますけれども、これ財源が全然許さないのです、正直申し上げまして。財政さえ許せば、もうあしたにでもやりたいところがあります。一つは、猿島町から抜ける、いわゆる山崎を抜けて井草を抜けてくる道路、あその歩道が非常に私も通ってみても危険なものですから、これは前にもだれかから一般質問か何かでも受けたところあると思うのですが、あその歩道と、今の静の塚崎まで抜ける道路、これは町の基幹道路として本当にやりたい事業の一つであります。ただ、申しあげましたように、町単独でやるのには余りにも事業費がかかり過ぎまして、現在の財政状況ではなかなか取り決めづらいという面があります。

したがって、今のファミリープラザのわきから、ちょうど長井戸へ抜ける道路は、今の農免道路ですか、長井戸の区画整理道路ですか、あそこへつなぐ方法は一つの方法としては考えられるところでもあります。これは、一番近道かなと、とりあえずは。ただあの道路の構造上、これしっかりと県とも協議しないと、なかなか許可になりません、道路は。非常に危険な道路ということになりますと、つくってみても危ないということがありますので、そういう協議は今後進めてまいりたいと思っています。来年度は、道路財源も何か7,000億が1兆円になるという形で、地方交付税として来るようでもありますけれども、これ、国はどんどん国債を発行して出してくれるのでしょうかけれども、地方も、これ税収は大幅にダウンすることは明らかであります。境の場合、輸出産業が少ないから、それほど大きな打撃はなくても、小さいなりにこれ打撃はかなり法人所得税のは打撃は来ると思います。既に今年度10月まででも法人所得税で5,000万ほど減収になっています、今度の決算書でも、補正予算でも出ておりますけれども、来年3月までにはもっと減るであろうと。来年度はさらに厳しいであろうと、それくらい今本当に未曾有の、100年に一度、70年に一度と言われる不況の波が押し寄せているわけですから、これらは財政そのもの、家庭で言えば破綻しないように、まず考えていかなければならないわけでありまして、それらをしっかりと見詰めながら、そういう計画をやっていきたいと、こう考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） では、この件は答弁は要りません。

今、その荒区のところからの先は近道なのでという話がありましたので、やはりぜひとも、きょうは橋本議員の一般質問なく、あの中にも西高の跡地問題が出ておりました。そういった中で、やはりそれらを生かすためにもあそこを抜いておくことが今後境町でプラスになる要素があるかと思いますので、十分これは検討して、これから質問させていただいても常にその前に進んだ答弁をもらえるような形で担当者ともよろしく願いいたします。

○議長（田山文雄君） これで、齊藤政一君の2項目めの質問を終わります。

続いて、3項目め、行政運営についての答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 行政運営についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

行政運営につきましては、常日ごろより議員の皆様、さらには町民の皆さんのご指導、ご支援を賜りながら、安心安全を基本としたまちづくりを進めさせていただいているところでございます。ご質問の事業仕分けにつきましては、平成19年の第4回定例会にご質問をいただいております。議員さんから資料もたくさんいただきました。私、総務部、企画部のほうにこれを十分研究しておくようにというお話をさせて、私は一日ぐらい読ませていただいた経緯があります。確かに議員さんおっしゃるような効果は直接的なものと、間接的なものを含めて、職員の意識の改革という面では大きなプラスになるであろうとは思っております。これは、構想日本のスタッフとあすの地方財政を考える主要メンバーが研究した本をいただきましたので、研究はさせていただきました。

今年度、すぐにやるかどうかということになりますけれども、実施する期間はなかなか予算に反映させるというわけにはいきませんので、これは行政改革の中で今後一緒に進めていきたいと思っております。ただ、この近辺でやったところは久喜市ぐらいしかまだないものですから、茨城県では恐らくないと思っております。そういうものも踏まえながら、今後もう少し研究をさせていただいた中で、議員さんにもひとつ一緒に取り組んでいただけるような、そういうシステムをつくってまいりたいと、このようなことでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

行政コストの提言というのは、これ本当に国から、地方からすべて見直さないと、これから、本当に先ほど申し上げましたとおり個人で言えば破産してしまうおそれは、いつあっても本当に地方自治体相当全国の数の中からいけば、私は来年倒産しても、破産してもおかしくないような自治体たくさんあると思っております。そういう自治体だけにはなりたくないものですから、それらの研究はもうしっかりとさせていただきたいと、今後も思っておりますので、ぜひ議員さんにもご協力をいただいて、皆さんにこういうところはこうだろうというものを一緒に研究をさせていただければ幸いかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。議会のほうでも行政改革特別委員会ができておりますので、そういうところでもどんどん、こういうところをこうしたらいいのではないかと提言を、どうしたのだでなくて提言をどんどんいただけるような、やっぱり委員会であってほしいと、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） 本年、本来であれば12月定例会ですから通常の事業計画というのは国、県に

おいても6月ごろ箇所づけをして、それで工期に向けて、実現に向けて持っていくということを考えた場合に、境町はいろいろ今回諸問題がありましたから、なかなかこれはそこを向けることはできなかつたと思いますから、21年度の予算というのは難しいと思います。だけれども、今、町長おっしゃいましたように、やっぱりこれはまずその前準備が必要なものですから、そういったことは今、行革推進委員会でもいろいろ提言してくれと言われても、今はやんわりと町長答えていますけれども、時によっては、いや、諮問したもの以外はだめだなんて、こういうこと今までありましたので、やっぱりこれはプラスになる面においては、特にこの事業仕分けというものは、ある意味では今の政権、野党的なところから出ているような、だからやっぱりそれを今改革する形では一番いいところがあるかと思しますので、ぜひともそうした今実際に三十幾つやっているところあるそうです。20年度に12カ所構想日本でやったそうでありますから、ぜひともそうした茨城でないならば、合併は今やっていなくても、さすが境は行政改革すばらしいと言えるような切り口は、やっぱりここからでないとは私はスタートできないと思うのです。そういうことでぜひともお願いしたいと思います。

それと、先ほど具体的施策というのは、私は……7分しかないですから、まとめて答えをもらいたい、私のほうから質問続けますが、今の事業仕分けについての取り組みは、これはやっぱり町、議会、そして住民を参加させて、住民にも行政、いわゆる議会も含めて理解してもらうためにぜひとも進めていくということを改めて返事をもらいたいと同時に、この効率的な組織運営というのが総合計画でのおられますけれども、この中の人事管理、やっぱりこれは適材適所だとか、いろんなものでやっぱり答弁はもらっています。ただ、時間がないですから、私総合計画や行政改革推進協議会に諮問している実施計画の中で理解できない事例を私から言わせてもらいたいと思います。

できれば逆に町のほうからはこういうものが適正だったのだという事例を言ってもらってもいいのですが、私から理解できない事例、例えば行政改革推進室、これが平成17年4月から20年3月31日まで設置されていました。16年には、行政改革推進協議会の委員長を齊藤政雄、当時の議長がやっておられまして、いろいろ提言したところ、それは諮問にないという形で、部長廃止なんかもだめになって、現在に至っていますが、それらも今後の課題だと思いますけれども、この行政改革推進室をつくったとき、もう2年間しか、18、19、20ですね、3年か。3年で終わるのであれば、はっきり3年で終わる目標できちっとやったのだという形であればわかるのですが、これからの行革に対して必要なのだということで、議会からは、あれは部長クラスは要らないのだということも言っても、部長クラスを置いて、それでせっかく置いて、ちょうど部長の数が合うようにして消え去っていったと。

あと、もう一つ、この行革推進室ができる前に勤労青少年ホーム、あそこ2人いたところを、14年からは1人になっていたのですね、課長が。固有名詞挙げますと、岩崎さんがいたと思うのですけれども、あの当時いくと課長、副参事の数はその中でぴったり合うのです。だからそこへ持っていったのかなと思ってしまったぐらいなのです。今度、それで行革推進室をつくったとき、17年の4月1日からは、今度あそこ2人置いてあるのです。課長ポストならば1人でできるのか、補佐以下ならば2人なのか、そういうのが適正な人事なのかと。

それと、今度今の部長廃止論もありましたけれども、参事、副参事の任用と適正な人事配置というのがどうしても見えてこない。私は、副参事だとか参事になった人が悪いとか、そういうのではなく

て、やっぱり適材適所、やっぱり部長格なら部長格ということで、そういったものをただあてがうだけのようなところも見受けられてしまったと。今、例えば産業建設部のところに参事がいるわけですよ。あそこ一番部局の中で人数が少ない。あれだけ優秀な参事の方ですから、もう少しできるのではないかと思ったからもう少し人数の多いところでやらせたほうが良いような気がするのですが、一番少ないところに部長クラスが2人いると、これはいろんなそうした組織運営から見ても難しいところがあります。ですから、そういった点でその矛盾点も含めた中でどういうふうに取り組んでいくのかと、事業仕分けの今後取り組んでいくということの確認とあわせて、時間も議長、ちょっと許してくれると思いますので、町長のひとつよろしくをお願いします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 事業仕分けについては、来年度本格的に研究をさせていただきます、はい。

それと、今の矛盾といいますけれども、私決して矛盾でもありませんし、特別おかしいとも思っていません。

まず、行革室でありますけれども、当時部長級を置かなければいけなかったということは、役場全体の行政改革を進めるわけですから、当然部長級の人がいなかったら全体を見回しての行革というのはできないと思います。3年間でやめた理由でありますけれども、いわゆる目的、計画、そういうものがある程度でき上がった時点で、今度財務課の中の係として1人、今置いております。そういうことでありまして、3年間である程度行革室の役割は、当時合併が破綻になったということがありまして、行政改革を進めない町がもたないと、このままでは財政破綻してしまうということの目的に設置したものでありまして、かなり職員が行革のことを、部長にではこうしろ、こうしたらどうだ、ああしたらどうだということは言うわけにはいきませんので、当時はやっぱり部長格を室長に充てるべきであろうと、そういう考えでやらせていただきました。

勤労青少年ホームにつきましては、当時課長クラスを置いて、嘱託職員、パートでやりくっておりました。しかしながら、やっぱりパートだけですと、どうしても時間的にいわゆる無理な部分がパートさんでありますからありますので、課長1人にパート2人ぐらいをやりくってやっていたのですが、非常に対応の問題等でもパートと職員では違いますから、利用者からも苦情がありましたので、私になったときあそこ4名いたのですよ、職員が。そのほか館長がいたのです。それを今2名の職員でやらせていただくように改善をさせていただきました。これは、利用者の方のご意見等もあったものですから、そうさせていただいたわけでありまして。

さらに、先ほどの参事、副参事が必要かどうかということになります。農政、商工、これ非常に農協とか商工会とか抱えております。課長でもいい、部長が全部出られればいいのですけれども、そういう重要な部門の一つとして、やはり部長格にして、しっかりした判断をしてもらいたいと。特に農協の事業、補助事業なんかはことしも何千万というほど県から来ておりますけれども、そういうものの獲得というのは一々部長が両方全部やるわけにはいきませんので、いわゆる部長格で参事に上げさせていただきました。農業委員会にしても、対外的なもの、農業委員さんの対応、議会でいけば議会議務局長と同じでありますので、そういう処遇が望ましいであろうと、そう思ってさせていただいたわけでありまして、私は私の考えを持ってやらせていただいております。矛盾を感じる点もあるかもし

れませんが、その辺はご理解をいただきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（田山文雄君） 時間が過ぎておりますので、これで齊藤政一君の質問を終わります。

